

IV ドイツ

犯罪被害者等を対象とした補償制度等

● 犯罪被害者補償制度（管轄省庁：連邦労働社会省）

1. 根拠法令

- 暴力犯罪犠牲者の賠償に関する法律¹³²。通称「被害者補償法（以下、OEG法という）」とも言われ、社会法典(Sozialgesetzbuch: SGB)の別冊部に納められている。¹³³

2. 理念・趣旨等

- 犯罪被害者補償制度は、国家が犯罪を予防することができなかったことから、被害者に対する補償を行なうという社会福祉国家的な理念に基づいている。
- 当初は国内における被害が補償対象であったが、2010年に法改正され、補償法申請の権利をもつドイツ人もしくは外国人が海外で犯罪被害にあった場合に対しても補償も設けられた¹³⁴。OEG法による具体的な施策は、「戦争犠牲者への支給に関する法律」（以下「援護法」とする。）の規定を準用している。¹³⁵
- 当該制度は各州の援護庁が運営し、犯罪被害者補償法の申請受付、裁定、被害者から犯罪者への債権を代位する役割を担う。

3. 財源

- 一般財源を財源とし、連邦政府の負担率は40%、州政府の負担率は60%である¹³⁶。州の費用負担については、被害が発生した州、または犯罪発生時に被害者が居住もしくは日常的に滞在していた州となる。

¹³² Gesetz über die Entschädigung für Opfer von Gewalttaten (Opferentschädigungsgesetz - OEG) vom 11. Mai 1976, BGBl. I, S. 1181.

¹³³ 犯罪被害補償法の条文: <http://www.gesetze-im-internet.de/oeg/index.html>

¹³⁴ 犯罪被害補償法第3条a

¹³⁵ 戦争犠牲者への支給に関する法律の条文: <http://www.gesetze-im-internet.de/bvg/index.html>

¹³⁶ 被害者補償法4条

4. 支給対象

- 犯罪と因果関係があると認められる健康被害及び経済的被害について、以下のとおり規定されている。

(1) 国内犯被害

- 対象となる被害¹³⁷：
 - ・ 故意の違法な暴力行為（正当防衛，護送防衛も含む。）
 - ・ 故意の毒殺
 - ・ 社会的に危険な社会的に危険な方法で過失により惹起された犯罪により生命・身体に危険が生じる場合（例：放火，溢水，爆発による攻撃）
 - ・ 車両により生じる暴力犯罪は含まれない¹³⁸。
- 対象となる者¹³⁹：
 - ・ ドイツ国民
 - ・ 欧州共同体の加盟国の国籍を有する外国人
 - ・ ドイツ人と同様の扱いを要する欧州共同体の法規が適用できる外国人
 - ・ 相互主義の下にある外国人
 - ・ 継続的に3年以上ドイツに適法に居住している外国人（6カ月未満の場合は減額支給）
 - ・ 被害者の配偶者，子供，その他親族等
 - ・ ドイツに滞在する旅行者が犯罪被害を被った場合，その状況により受給を受けることがある。（一回に限る。）
 - ・ 緊急時の救助者及び生命救助者，公共機関に助力を提供する者，犯罪者訴追或いは逮捕において個人的に尽力した者（物損のみ）

(2) 国外犯被害

- 2010年に犯罪被害者補償法改正により，国外犯被害についても以下のとおり保障が設けられた。ただし，被害者の法律上の居住地がドイツ国内にあること及び被害時点での国外滞在期間が6ヶ月未満の場合を適用

¹³⁷ 被害者補償法1条1項

¹³⁸ 自動車事故による被害者は、犯罪被害者補償法の対象ではなく自動車事故被害者補償基金より経済的支援を受ける。自動車事故被害者基金: (自動車事故被害者救済協会 **Verein für Verkehrsoferhilfe e.**

V.)<http://www.verkehrsoferhilfe.de/>

¹³⁹ 被害者補償法1条

条件とする¹⁴⁰。

- 対象となる被害
 - ・ 国内犯の対象となる被害に準じる
- 対象となる者
 - ・ ドイツ国民
 - ・ 欧州共同体の加盟国の国籍を有する外国人
 - ・ ドイツ人と同様の扱いを要する欧州共同体の法規が適用できる外国人
 - ・ 相互主義の下にある外国人
 - ・ 継続的に3年以上ドイツに適法に居住している外国人（6カ月未満の場合は減額支給）

（3）親族間犯罪

- 親族間での暴力犯罪の場合、加害者に直接利益が及ぶような補償については支給が行なわれない。例としては、同居している家族関係での暴力行為の場合等が挙げられる¹⁴¹。

5. 支給内容・支給形式

（1）犯罪被害者が傷害を負った場合¹⁴²

- 一時金
 - ・ 被害により生じた健康被害の完治までにかかる治療費、治療に用いられる医療品、装具、義歯、眼鏡などの費用、リハビリテーション費用が補償される。これらは一時金として支払われる。
- 費用補償
 - ・ 費用補償としては、精神療法を含めた治療・通院、入院による治療措置、身体障害者に対するリハビリ、治療に用いられる医療品、身体補助手段(装具、義歯、眼鏡、コンタクトレンズ、包帯)の損壊物、在宅看護等に適用される。

¹⁴⁰ 犯罪被害者補償法 3a 条 1 項

¹⁴¹ 犯罪被害補償法 § 2 段落 1 第 1 文、該当事項 2

¹⁴² 連邦労働社会省ホームページ:

<http://www.bmas.de/DE/Themen/Soziale-Sicherung/Soziale-Entschaedigung/Opferentschaedigungsrecht/oeg.html>

○ 年金

- 年金として支払われるものには、被害による恒常的な健康被害によりその後の就労活動で収入が減退した場合は、犯罪事故以前の収入や財産に応じた年金「職業損害補償(Berufsschadensausgleich)」や、稼働所得の低下の程度による重度の被害者への「調整年金」がある。具体的な施策は、「援護法」の規定が準用されている。

(2) 犯罪被害者が死亡した場合¹⁴³

- 遺体処理費、葬祭費が一時金として支給されるほか、寡婦、その子供に対して年金が支給される。年金の種類には、基礎年金、遺族(寡婦)年金、遺児年金及び調整年金がある。これらは一般的な社会保障制度とは異なる、「援護法」に基づく年金である。

(3) 各年金の支給額

表 13 各年金の支給額

年金の種類	根拠条文	算出方法	支給基準
基礎年金	31 条	健康被害が常態となった被害者に対し、障害等級(Schädigungsfolgen: GdS) 30 から 100 の区分に応じて、被害以前の収入や財産に関係なく、一定額の年金が支払われる。基本年金額は法的年金の受給額に合わせて毎年更新される。	GdS30 : €124 GdS40 : €170 GdS50: €228 GdS60 : €289 GdS70 : €400 GdS80 : €484 GdS90: €582 GdS100: €652
高齢者に対する増額支給	31 条	65 歳以上かつ GdS50 以上の重度障害等級該当者には増額支給がある。	GdS50・60: €25 GdS70・80: €31 GdS90 以上: €38
重傷手当	31 条	GdS 等級 100 の被害者で、かつ、著しい健康被害を被っている場合、その程度に応じて増額支給がある。段階的に増額される。	第 I 段階: €75 第 II 段階: €156 第 III 段階: €231 第 IV 段階: €309 第 V 段階: €386 第 VI 段階: €465

¹⁴³ 同上

職業損害 補償	30～33 条	恒常的な健康被害により、その後の就労活動において収入が減退した場合、犯罪事故以前の収入に応じた年金及び職業損害補償が支給される。職業損害補償には二通りの算出方法(右欄参照)がある。重度の障害者の場合は、調整年金(32条)と配偶者上乗せ額(33a条)が付加される。	①収入損失分(現在の収入から被害以前の収入をひいた差額)の42.5%を月々支払う。根拠30条(3)
			②参照収入額 ¹⁴⁴ -被害前の収入+調整年金+配偶者上乗せ額(月額€72) 根拠30条(6)
介護支給	35 条	被害者が、生命維持のために日中恒常的に家族以外の第三者の介護を必要とする場合、その要介護段階に応じて月額で給付を受ける。	I : €275 II : €471 III : €668 IV: €857 V: €1115 VI: €1370
遺族(寡婦) 年金	40 条	月額€391	
遺児年金	46・47 条	両親・片親の死亡について、基礎年金と調整年金 ¹⁴⁵ の月額がそれぞれ定められている。	基礎年金(46条) 片親: €111 両親: €206
			調整年金(47条) 片親: €194 両親: €269

6. 不支給事由・減額事由

- OEG 法 2 条
 - ・ 被害原因が被害者にある場合
 - ・ 政治的、軍事的案紛争に積極的に関与している場合
 - ・ 犯罪組織に関与している場合等
- 被害者が事件の解明や加害者の訴追に積極的に寄与しない場合及び捜査機関に直ちに被害申告をしない場合には請求が却下されうる。

¹⁴⁴ 参照収入額は、いわゆる平均賃金を指す。

¹⁴⁵ 調整年金は、算入される所得のために減額されることがある。(援護法第 33 条)

7. 申請・裁定・給付手続

申請から給付への流れは以下のとおりである。申請の期限は特に定められていないが、遅滞なく申請を行うことが推奨される。

(1) 申請

- 申請先
 - ・ 申請者の居住地域を管轄している地方連合，社会保障機関（公的医療保険或いは年金保険機関）及び全ての地方自治体¹⁴⁶
- 裁定に関与する機関
 - ・ 援護庁（州¹⁴⁷）が，犯罪被害者補償法の申請受付，裁定，被害者から犯罪者への債権を代位する。
- 申請書
 - ・ 所定の申請書「連邦援護法（BVG）と関連した犯罪被害者補償法（OEG）に基づく被害者補償給付付与」に記入¹⁴⁸
- 申請にあたって提供されるべき情報
 - ・ 人定情報
 - ・ 健康障害と職業への影響
 - ・ 暴力行為の詳細
 - ・ 第三者に対する請求権（他の機関に対する補償給付請求）
 - ・ 入院・治療経過
 - ・ 医療保険への加入，年金給付，その他の給付事実
 - ・ 障害認定の有無
- 申請に必要な資料
 - ・ 申請書，出生証明書，住民登録証

(2) 裁定

- 裁定機関
 - ・ 援護庁，検察庁，医療機関

¹⁴⁶ ドイツ被害者補償法申請窓口一覧表:

http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/ser-anschriften.pdf?__blob=publicationFile

¹⁴⁷ 市レベルの自治体にも「援護庁」とされる機関が存在し，OEG法に基づく申請の受付等の役割を果たしている場合があるが，OEG法上，給付に関する裁定機能を有しているのは州レベルの援護庁である。

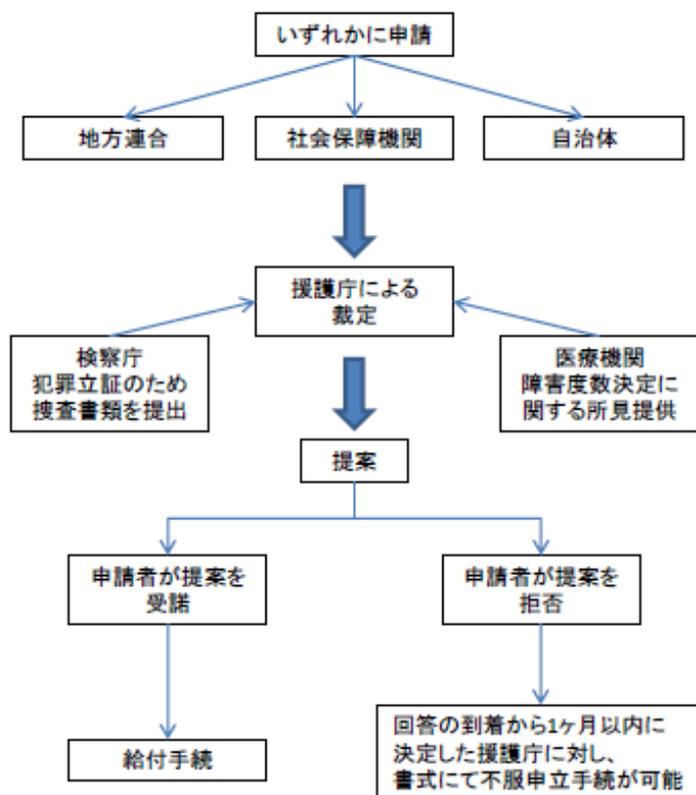
¹⁴⁸ 被害者補償法申請用紙フォーマット（ザクセンアンハルト州の例）:

http://www.sachsen-anhalt.de/fileadmin/Elementbibliothek/LVwA-Bibliothek/Familie-Ges-Jug-Vers/Rreferat_609/OEG/Antr__ge/OEG_B6e.pdf

○ 裁定方法

- ・ 援護庁(州)： 申請書類と捜査書類に基づき、「故意の違法行為による暴力行為」であるか否かを判断する。
- ・ 検察庁： 犯罪立証のための書類を援護庁へ提供する。
- ・ 医療機関： 被害者の障害度数決定に関する所見を提供する。
- ・ 補償金額を決定するための査定では、稼得能力の喪失の程度が査定対象となり、喪失度合の大小に応じて補償として支給される年金の額が決定される。喪失の度合いを決定するにあたっては、医師による専門的鑑定が判断基準とされている。

(3) 給付手続き



- 医療費給付は、健康保険制度をもって行なわれる。そのため、まず、被害者の加入する疾病金庫が支払をすることとなる。その後、州と国とが疾病金庫に補填する。

8. 支給状況

- 2008～2010年の犯罪被害者補償実績¹⁴⁹
OEG対象となる暴力事件のうち、約10%のケースで申請が行なわれており、さらにそのうちの約40%が申請許可を得ている。

表14 OEG申請に対する受け入れ状況（2008-2010）¹⁵⁰

	2008年	2009年	2010年
犯罪事件総数 (Straftaten insgesamt)	6,121,463	6,045,330	5,933,278
OEG法の対象となる暴力事件数 (Gewalttaten)	2,09,706	208,446	201,243
OEG法による申請数（申請率）	22,175(10.57%)	21,774(10.45%)	21,711(10.79%)
OEG法による認可数 (許可率=許可数/申請数)	8,307(37.46%)	8,303(38.16%)	8,500(39.24%)
GdS25以下許可数* (許可率, 対申請数)	6,766(30.51%)	6,731(30.91%)	6,872(31.65%)
GdS30以上許可数* (許可率, 対申請数)	1,541(6.95%)	1,577(7.24%)	1,648(7.59%)
GdS30以上許可数のうち 被害者本人に対する許可	1,301	1,267	1,108
GdS30以上許可数のうち 遺族, 遺児, 親に対する許可	240	310	270

* GdS25以下では治療費のみ付与, GdS30以上は基本年金の付与対象

9. 併給調整

- 労務災害による補償については、OEG法による補償裁定額の決定にあたり考慮される。
- 加害者からの損害賠償との併給調整はない¹⁵¹。

¹⁴⁹ 「国の被害者補償ドイツ(Staatliche Opferentschädigung in Deutschland 2008-2010)」白い環調べ。
連邦全体での統計は各州の統計を総計したものであり、出典には州ごとの統計もある。<https://www.weisser-ring.de/internet/medien/statistiken-zur-staatlichen-opferentschaedigung/index.html>

¹⁵⁰ 「国の被害者補償ドイツ(Staatliche Opferentschädigung in Deutschland 2008-2010)」

¹⁵¹ <http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h18of/index.html>

10. 求償権

- 国家は、第三者によって被害を受けた対象者への補償を行うことにより、この被害を惹起したことについて責任を有する者に対して法的な損害賠償請求（求償）ができる。
- 国家の求償権は、私法上の請求権であり、官庁特権を行使できず、民法の原則に基づいてのみ行うことができる。
- 請求できる範囲
 - ・ 診療・治療の補償は原則として求償可。
 - ・ OEG法における年金補償には一部のみ適用される。
- 具体的な求償手続きは以下のとおりである。
 - ・ 加害者に対し、その責任を認める書面を提出すること及び求償権として行使された債権の弁済を求める。
 - ・ 加害者が弁済しない場合、返答期限が告知されると共に、同人の経済状況が調査される。
 - ・ 加害者が応答しない場合、民事裁判手続きに移行する。
 - ・ 求償を認める判決がなされれば、強制執行が開始される。差押え執行官が委任され、給料差押等の措置が取られる。

11. 遡及適用

- 1949年5月23日から1976年5月15日までの期間の暴力行為によって負わされた被害であればよい。

12. 損害賠償との関係等

- 前述のとおり、被害者が得た損害賠償額は、OEG法による支給額算定にあたって考慮されない。
- 被害者に裁判訴訟手続のための資力がない場合は、手続費用を援助することができる。
- 損害賠償の立て替え払いは行われない。

13. 不服申立手続

- 申請者は、申請を拒否する旨の回答が到着してから一ヶ月以内に、決定をした援護庁に対し、書式にて不服申立手続を行なうことができる。

14. その他

- (1) 過激派による攻撃の被害者への給付(Härteleistungen für Opfer extremistischer Übergriffe)¹⁵²
- 国内での極右主義者(とりわけ、反ユダヤ主義的思想に基づき、暴力的志向が極めて強い集団を想定している)による攻撃(脅迫、誹謗中傷含む)の被害者救済のため、2001年会計年度予算から、ドイツ連邦議会が救済資源として計上しているもの。被害者に支給を請求する権利を認めているものではないが、被害者等と連帯し、かかる攻撃に対する明確な否定評価を示すための人道的な給付とされる。
 - 2010年の予算法から、同様の枠において、極右だけでなく、極左、イスラム原理主義等、他の過激思想に基づく攻撃による被害者も支給対象となった。
 - 支給対象となる被害
 - ・ 極右主義者の攻撃によるものとしては、1999年1月1日以降の攻撃から生じたものであること、それ以外の過激派によるものとしては、2010年1月1日以降の攻撃から生じた被害であることを要する。
 - ・ 傷害及び(誹謗中傷などによる)人格権侵害の損害。財産上の損害は含まれない。ただし、(身体的障害等による)機能障害に基づく収入減少等については考慮される。
 - 支給対象となる被害者
 - ・ ドイツ国内で、被害にあった者(国籍を問わない)、その遺族、第三者が攻撃(暴行)を受けているのを防ぐために負った被害
 - 申請
 - ・ 連邦法務オフィス(ボンに所在。Bundesamt für Justiz 又は Bundesjustizamt)へ書面による申請¹⁵³。

¹⁵² 連邦法務オフィスウェブサイト上の制度説明

http://www.bundesjustizamt.de/cln_115/nn_2037960/DE/Themen/Buergerdienste/Opferhilfe/extremistisch/extremistisch_node.html?_nnn=true

制度に関するリーフレット

http://www.bundesjustizamt.de/cln_115/DE/Themen/Buergerdienste/Opferhilfe/Merkblatt_Entschaedigungsleistung.templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Merkblatt_Entschaedigungsleistung.pdf

¹⁵³ 申請書

http://www.bundesjustizamt.de/cln_115/DE/Themen/Buergerdienste/Opferhilfe/Entschaedigungsantrag.templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Entschaedigungsantrag.pdf

- 支給
 - ・ 一時金支給
 - ・ 加害者に対する損害賠償請求権を国に譲渡することを求められる。また、加害者からの損害賠償を受けている場合には、不支給・減額事由となる。
 - ・ ドイツ国内テロ被害者への支給（下記）との運用における区別（特に2010年以降）については詳細不明。
- (2) テロ被害者のための過酷事件給付 (Härteleistungen für Opfer terroristischer Straftaten)¹⁵⁴
 - 2002年4月にドイツ人を含む多くの外国人死傷者を出したチュニジアでの自爆テロ事件に端を発し、同年に設立された。
 - 支給対象となる被害
 - ・ 身体的被害のみ。
 - ・ 2001年1月1日以降に発生したテロ行為による被害
 - 支給対象となる被害者
 - ・ ドイツ国内のテロ行為によって傷害を負った者（国籍を問わない）
 - ・ ドイツ国外のテロ行為によって傷害を負ったドイツ国民及び被害時にドイツに居住許可を得ていた外国人
 - ・ 上記被害者が死亡している場合の遺族
 - 申請
 - ・ 連邦法務オフィスへの書面による申請¹⁵⁵
 - ・ 申請に際しては、各地域において、国民保護及び災害救援オフィス (Bundesamts für Bevölkerungsschutz und Katastrophenhilfe) のNOAH (Nachsorge, Opfer- und Angehörigen-Hilfe, 被害者・家族フォローアップ支援) センターによる支援が受けられる。
 - 支給
 - ・ 一時金
 - ・ 労災補償との調整あり。

¹⁵⁴ 連邦法務オフィスウェブサイト上の制度説明

http://www.bundesjustizamt.de/nn_2037960/DE/Themen/Buergerdienste/Opferhilfe/terroristisch/terroristisch__node.html?__nnn=true

¹⁵⁵ 申請書

http://www.bundesjustizamt.de/cln_115/DE/Themen/Buergerdienste/Opferhilfe/Fragenkatalog_Terror,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Fragenkatalog_Terror.pdf

(3) 法制傷害保険（労災）

- 被害者が業務上，業務への途上，或いは帰路上において攻撃されたり，緊急時の救護者である時に攻撃されたりした場合，法制傷害保険（労災）の適用があり得る。前述のとおり，OEG法による補償額算定において併給調整の対象となる。

(4) 白い環(Weißer Ring)¹⁵⁶

- 1976年にドイツのマインツで誕生した非政党，非営利団体犯罪被害者支援組織であり，会員費（月額会員費は一口2.5ユーロより），寄付金，罰金による収益金などによって運営されている。
- 人的支援を中心に，以下のような支援を提供している。
 - ・ 各役所への届出の補助
 - ・ メンタル回復プログラムへの参加
 - ・ 弁護士から初回無料のコンサルタントを受けられるクーポンの支給
 - ・ 心理療法科療法のためのクーポン支給
 - ・ 裁判所出廷の付添
 - ・ その他支援団体への斡旋
 - ・ 犯罪被害により一時的に発生した費用の経済的支援
 - ・ 示談，損害賠償免責推進プログラムの支援
 - ・ 暴力・犯罪防止プログラムの支援

¹⁵⁶ 「白い環」ホームページ: <http://www.weisser-ring.de/internet/index.html>

犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として）

1. 制度概要

- ドイツでは、階層（職業）毎に制度が分けられている社会保険を中心とする社会保障制度が採られている。
- 根拠法令は社会保障法典である。
- 財源は主に保険料であり、不足分は国庫負担で賄われる。
- 保険の負担割合は労使双方の折半負担で、給付は所得比例型である。

2. 構成

- 法定医療保険（Gesetzliche Krankenversicherung）：日本の健康保険に相当
- 法定障害保険（Gesetzliche Unfallversicherung）：日本の労災保険に相当
- 法定年金保険（Gesetzliche Rentenversicherung）：日本の公的年金に相当
- 法定介護保険（Gesetzliche Pflegeversicherung）：日本の介護保険に相当
- 失業保険（Arbeitslosenversicherung）：日本の雇用保険に相当

(1) 法定医療保険¹⁵⁷

- 医療保険制度は、日本のような皆保険制度ではないが、一定所得以下のものは強制加入となっている。
- 法的健康保険制度は、地域企業や職能団体などによって作られた疾病金庫によって運営されている。
- 給付については、医療給付、予防給付、医学的リハビリテーション給付、在宅看護給付などがあり、現物給付を原則としている。
 - ・ 一部負担は、外来は1四半期で10ユーロ、入院は1日10ユーロ（年間28日分が限度）、薬剤費は製品価格の10%（下限5ユーロ、上限10ユーロ）。
 - ・ 民間医療保険では健康リスクに応じた保険料が集められている。
 - ・ 心理カウンセリングについては、医師からの紹介状がある場合には保険を適用できる。
- 現金給付（疾病手当金 Krankengeld）もある。

¹⁵⁷ 社会法典第5巻 (Fünftes Buch des Sozialgesetzbuches: SGB V)

(2) 年金保険

- 管轄省庁は連邦労働社会省である。
- 全国的に統一された制度ではなく、各階層（職業）毎に制度が分けられている。
- 加入対象者が最も多い一般年金制度（2005年に統合された職員年金保険と労働者年金保険の総称）の場合（モデルケースを前提とする）：
 - ・ 老齢年金，障害年金，遺族年金がある。
 - ・ 年金額の計算には、「報酬ポイント」と「年金種別係数」を使用する。
 - ・ 報酬ポイントとは，毎年被保険者個人の報酬を一般被用者年金の全被保険者の平均報酬で割ったもので，年金受給時にポイントを合計する。
 - ・ ポイントの合計に，受給する年金の種類に応じた年金種別係数（老齢年金が1，遺族年金が0.55，障害年金が0.5）を掛け，さらに1ポイント当たりの単価を掛けて1ヶ月当たりの年金額を計算する。

(3) 障害年金

- 雇用主が従業員のために加入する。
- 就業外での傷病については，十分な就労ができず収入が得られなくなった場合に，稼得能力減退に伴う年金（Rente wegen Erwerbsminderung）が，法定年金保険からカバーされる。つまり，障害を理由に給付を受けるのではなく，障害が原因となって就労できないという観点から給付を受ける。
- 管轄省庁は連邦労働社会省。なお，当保険は就業中の傷病についても適用される。
- 受給対象者：5年以上の年金加入者
- 就業可能時間に応じて2種類の年金があり，該当する方が支給される。
 - ・ 完全稼得不能年金(Rente wegen voller Erwerbsminderung)
 - － 毎日3時間未満しか就業できない場合が該当し，算定年金受給額の100%が支給される。
 - ・ 部分稼得不能年金(Rente wegen teilweiser Erwerbsminderung)
 - － 毎日3時間から6時間しか就業できない場合が該当し，算定年金受給額の50%が支給される。
- 老齢年金の算出方法に準じて算出される。

(4) 遺族年金

- 大寡婦（夫）／小寡婦（夫）年金（Gesetzliche Rentenversicherung/Renten wegen Todes/ Hinterbliebenenrenten, die Witwer- bzw. Witwenrente）
 - ・ 社会法典第6巻46条から49条（Sechstes Buch des Sozialgesetzbuches: SGB VI）
 - ・ OEG法40条による遺族年金（€月額391）とは調整されない。
 - ・ を根拠とし、その管轄は連邦労働者会省である。本制度の支給対象となる者は、死亡した年金加入者の妻、もしくは夫であり、下記の条件に一つでも該当するものである。
 - 45歳以上
 - 専業主婦若しくは扶養範囲内での収入
 - 扶養する子供が18歳未満
 - ・ 死亡者の年金の全掛金から計算される年金受給金のうちの55%を受け取る（大寡婦年金 große Witwer- bzw. Witwenrente）。夫の死後3ヶ月は夫の年金の全掛け金から算出される年金受給金額の100%を受給される。また、夫の死後から24ヶ月までは25%をうける。
 - ・ 支給は5年の待機期間(Wartezeit)を満たしてのみの支給となり、その支給期限は寡婦死亡時までである。
- 大寡婦年金の要件を満たさない場合は、小寡婦年金（25%）が支給される。（24ヵ月まで）

(5) 遺児年金（Gesetzliche Rentenversicherung/Renten wegen Todes/Hinterbliebenenrenten: die Waisenrente）

- 趣旨は、死亡者が果たせなくなった扶養義務を補填するためのものである。
- 社会法典を根拠とする。
- 管轄： 連邦労働社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales）
- 支払対象者：年金受給資格者が死亡した場合の遺児、あるいは遺児の養育者。同世帯にて養育されていた限りにおいて、法的年金加入者である死亡者の継子養子、兄弟、孫も対象となる。
- 支給条件： 法的年金加入者である死亡者の遺児で18歳未満の者であること。
- 遺児が満18歳になるまで、親が受給すべき年金受給額のうち、片親死亡の場合で10%、両親が死亡の場合は20%が支払われる。ただし実際の受給開始は、親の死後5年が経過してからとなる。

- 遺児が職業訓練生や学生である場合または障害者である場合遺児が満27歳になるまで年金の支払いが行なわれる。

(6) 養育年金

- 養育年金は、他の遺族年金とは異なり、死亡した被保険者の加入関係から生じる年金ではなく、養育年金の受給対象者の加入関係に基づく。
- 受給対象者は、5年以上の加入期間を有していることが条件となる。
 - ・ 離婚した夫婦の一方が、以前の配偶者の死亡によって、再婚せずに自分の子供又は死亡した配偶者の子供を養育する場合に支給対象となる。

(7) 子供手当 (Kindergeld) / 子供所得税控除 (Erziehungsfreibetrag)

- 所得税法 (Einkommensteuergesetz: EStG 1条1項, 2項) 及び連邦子供手当法 (Bundeskindergeldgesetz: BKGG) に基づく。
- 管轄省庁: 連邦家族, 老人, 女性, 青年省 (Bundesministerium für Familien, Senioren, Frauen und Jugend)
- ドイツでは、親は子供手当もしくは子供に対する所得税控除により、子育て支援を受ける。子供を持つ親は、年間で最低184ユーロの子供所得税控除が得られる (控除率は所得額, 選択する所得税クラスによって異なる)¹⁵⁸。
- 子供手当と所得税控除のどちらを適用するかについては、暦年終了後、税務署で精査され、親にとって有利な方が選択される。
 - ・ 子供手当の支給内容は、第1子, 第2子まではそれぞれに月額€184, 第3子以降は月額€215を年金形式で支給する。(2010年時点。) 基本的には18歳になるまで支給され、就業状態にない子女の場合は21歳まで延長、修学状態にある場合は25歳まで延長支給となる。
- 子供所得税控除 (Erziehungsfreibetrag)
 - ・ 本制度の支給対象者の条件は、ドイツに居住するか、通常滞在地であること、孤児もしくは両親の所在が不明の子供や、他の者のもとでは被扶養者と見なされない子供を扶養していること等である。
 - ・ 適用を受ければ、一律額の所得税控除として、2010年時で1,320ユーロが所得分から差し引かれる。支給内容は、子供手当は2010年では第1子, 第2子まではそれぞれに月額€184, 第3子以降は月額€215を年金形式で支給する。

¹⁵⁸ 連邦政府が2年に一度発表している最新の子供控除分では控除額算定が€4272となっている。

- ・ 支給期間は、子供が18歳になるまでで、就業状態にない子女は21歳まで支給延長、学生など修学状態にある場合は25歳まで支給となる。

(8) 介護保険の概要

- 介護保険の被保険者は医療保険と原則同じであり、年齢による制限はない。
- 若年者が障害等で要介護状態になった場合にも、介護保険からの給付を受けることができる。
- 財源は保険料で、国庫補助は行われていない。2008年7月に引き上げが行われ、賃金の1.95%となっている。
- 要介護認定は、医療保険メディカルサービス（MDK、疾病金庫が各州に共同設置、医師、介護士等が参加）の審査を経て介護金庫が決定する。
- 要介護度はI～IIIの3段階であり、要介護IIIのうち特に重篤な場合は支給限度額が嵩上げされる。
- 法的年金が保障するリハビリテーションサービスもある。

3. 社会扶助制度（Sozialhilfe）

- 社会扶助の管理運営は地方自治体単位で行われており、地方自治体の一般財源から支出される。
- 生活困窮者に対して必要不可欠な生計費等を保障する生活扶助と、障害・疾病・介護など、特別な状況にある者に対して行う各種扶助がある。
- 収入・資力調査が要件となり、仮に犯罪被害に遭ってOEG法や各種社会保険の適用を受ける場合は、当制度の併用適用は考えにくい。

(1) 生活扶助

- 衣食住等・児童の教材費等、必要不可欠な生計費を支給する。給付額は、手取り収入や他制度からの現金給付等を差し引いた額から算定される。親族等に対して事後に返還請求を行うことがある。

(2) 基礎保障

- 受給対象者は、65歳以上又は18歳以上の者で、高齢や稼得不能等により生活が困窮している者である。資力調査は、基本的に本人及び配偶者のみであり、親族等への返還請求は行われない。